議案第２号　大竹市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

大竹市地域公共交通活性化協議会規約　新旧対照表

新	旧
（目的） 第１条　大竹市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は，地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき，地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため，また，道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき，地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り，地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。	（目的） 第１条　大竹市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は，地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき，地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため，また，道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき，地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り，地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。
（事務所） 第２条　協議会は，事務所を広島県大竹市小方１丁目１１番１号大竹市役所内に置く。	（事務所） 第２条　協議会は，事務所を広島県大竹市小方１丁目１１番１号大竹市役所内に置く。
（事業） 第３条　協議会は，第１条の目的を達成するため，次の業務を行う。 （１）　交通計画の策定及び変更の協議に関すること （２）　交通計画の実施に係る連絡調整に関すること （３）　交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること （４）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること （５）　交通空白地有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること （６）　前５号に掲げるもののほか，当協議会の目的を達成するために必要なこと	（事業） 第３条　協議会は，第１条の目的を達成するため，次の業務を行う。 （１）　交通計画の策定及び変更の協議に関すること （２）　交通計画の実施に係る連絡調整に関すること （３）　交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること （４）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること （５）　市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること （６）　前５号に掲げるもののほか，当協議会の目的を達成するために必要なこと
（組織） 第４条　協議会は，会長，副会長及び委員をもって組織する。	（組織） 第４条　協議会は，会長，副会長及び委員をもって組織する。
（会長及び副会長）	（会長及び副会長）

第５条　会長及び副会長は，次条の規定に基づき　委員となるべき者の中から，これを互選する。	第５条　会長及び副会長は，次条の規定に基づき，委員となるべき者の中から，これを選任する。
２　会長は，協議会を代表し，その会務を総理する。	２　会長は，協議会を代表し，その会務を総理する。
３　副会長は，会長を補佐して協議会の業務を掌理し，会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは，会長の職務を代理する。	３　副会長は，会長を補佐して協議会の業務を掌理し，会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは，会長の職務を代理する。
（協議会の委員）	（協議会の委員）
第６条　協議会の委員は次に掲げる者とする。	第６条　協議会の委員は次に掲げる者とする。
（１）　市長又はその指名する者	（１）　市長又はその指名する者
（２）　一般旅客自動車運送事業者	（２）　一般旅客自動車運送事業者
（３）　住民又は利用者の代表	（３）　住民又は利用者の代表
（４）　運輸支局長又はその指名する者	（４）　運輸支局長又はその指名する者
（５）　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手の代表	（５）　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手の代表
（６）　道路管理者	（６）　道路管理者
（７）　港湾管理者	（７）　港湾管理者
（８）　大竹警察署長又はその指名する者	（８）　大竹警察署長又はその指名する者
（９）　学識経験者その他の市長　が必要と認める者	（９）　学識経験者その他の協議会が必要と認める者
（委員の任期）	（委員の任期）
第７条　委員の任期は２年とする。ただし，補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。	第７条　委員の任期は２年とする。ただし，補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
２　委員の再任は妨げない。	２　委員の再任は妨げない。
（会議）	（会議）
第８条　協議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，会長が議長となる。ただし、第５条の規定により委員が委嘱又は任命された後、最初に召集すべき会議は、市長が招集する。	第８条　協議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，会長が議長となる。
２　会議の議決方法は，出席者の過半数の同意をもって決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。	２　会議の議決方法は，出席者の過半数の同意をもって決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。
３　会議は原則として公開とする。ただし，会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については，非公開で行うものとする。	３　会議は原則として公開とする。ただし，会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については，非公開で行うものとする。

４　協議会は，必要があると認めるときは，会員以外の者に対して，資料を提出させ，又は会議への出席を依頼し，助言を求めることができる。	４　協議会は，必要があると認めるときは，会員以外の者に対して，資料を提出させ，又は会議への出席を依頼し，助言を求めることができる。
５　前４項に定めるもののほか，会議の運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。	５　前４項に定めるもののほか，会議の運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。
（協議結果の尊重義務）	（協議結果の尊重義務）
第９条　協議会で協議が整った事項については，協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。	第９条　協議会で協議が整った事項については，協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
（幹事会）	（幹事会）
第１０条　協議会に提案する事項について，協議又は調整するため，必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。	第１０条　協議会に提案する事項について，協議又は調整するため，必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。
２　幹事会の組織，運営その他必要な事項は，会長が別に定める。	２　幹事会の組織，運営その他必要な事項は，会長が別に定める。
（分科会）	（分科会）
第１１条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査，検討を行うため，必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。	第１１条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査，検討を行うため，必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
２　分科会の組織，運営その他の必要な事項は，会長が別に定める。	２　分科会の組織，運営その他の必要な事項は，会長が別に定める。
（事務局）	（事務局）
第１２条　協議会の業務を処理するため，協議会に事務局を置く。	第１２条　協議会の業務を処理するため，協議会に事務局を置く。
２　事務局は，大竹市市民生活部自治振興課に置く。	２　事務局は，大竹市市民生活部自治振興課に置く。
	３　事務局に事務局長，事務局員を置き，会長が定めた者をもって充てる。
	４　事務局に関し必要な事項は，会長が別に定める。
（監査）	（監査）
第１３条　協議会に監査委員を２名置く。	第１３条　協議会に監査委員を２名置く。
２　協議会の出納監査は，会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。	２　協議会の出納監査は，会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
３　監査委員は，監査の結果を会長に報告しなければならない。	３　監査委員は，監査の結果を会長に報告しなければならない。
（財務に関する事項）	（財務に関する事項）
第１４条　協議会の予算編成，現金の出納その他財務に関し必要な事項は，会長が別に定める。	第１４条　協議会の予算編成，現金の出納その他財務に関し必要な事項は，会長が別に定める。
（協議会が解散した場合の措置）	（協議会が解散した場合の措置）

第１５条　協議会が解散した場合には，協議会の収支は，解散の日をもって打ち切り，会長であった者がこれを決算する。 （委任） 第１６条　この規約に定めるもののほか，協議会の事務の運営上必要な細則は，会長が別に定める。	第１５条　協議会が解散した場合には，協議会の収支は，解散の日をもって打ち切り，会長であった者がこれを決算する。 （委任） 第１６条　この規約に定めるもののほか，協議会の事務の運営上必要な細則は，会長が別に定める。